

果樹共選所整備費用高騰対策事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する農業者に対する支援として、果樹共同選果所（以下「共選所」という）建設費用の増額に伴う農業者等の負担軽減を図るとともに、県産果実の増産体制や輸出拡大を更に後押しするため、共選所選果設備の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の補助対象経費等)

第2条 知事は、農業協同組合が実施する事業について、市町村長に対し補助金を交付するものとし、その補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に農業協同組合に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来たさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を

受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市町村長は、農業協同組合に対してこの事業により取得した財産等について、財産管理台帳（様式第5号）を整備させ、善良な管理のもと、効率的な運用を指導するものとする。

（着 手）

第6条 農業協同組合の事業の着手は、原則として市町村長の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村長に交付決定前着手届が提出されている場合に限り、交付決定前に着手することができるものとし、市町村長は交付決定前着手届の写しを知事に提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書に該当した農業協同組合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した農業協同組合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 当該事業により取得し、又は効用の増加した施設等（以下「取得財産等」という。）については、補助金交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）」を勘案し、知事が交付決定通知に示す期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、この承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、取得財産等の財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この要綱により提出する書類は、申請を行う市町村を管轄する農務事務所長に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する農業協同組合にあっては、原則として、補助対象施設の住所を所管する市町村長が当該住所地を管轄する農務事務所長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率
選果レーンの整備に係る経費（選果レーン代、輸送費、据付工事費、諸経費等）	総事業費の 1/2 以内